

串間市防犯灯設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共同で防犯灯を設置する自治会に対して、その経費について予算の範囲内で補助金を交付することにより、まちを明るくし、犯罪防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で、次に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯灯

第1条の目的をもって自治会が共同で設置、維持管理を行い、屋外終夜灯として利用するものをいう。

(2) 自治会

市内における自治組織である地域集団をいう。

(対象となる経費)

第3条 既設の電柱への防犯灯の取り付け又は防犯灯の用に供する電柱の設置（配線工事を含む）に要する経費とする。

2 既設の防犯灯が、天災、その他特別な事情によって破損または故障し、若しくは耐用年数が経過したことなどにより、使用に耐えなくなった場合の当該防犯灯の修繕に伴う経費のうち、市長が必要と認めるものについては補助金の対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の規定による経費の2分の1以内の額とし、1基あたり1万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、その代表者が補助金等交付申請書に事業計画書、収支予算書、工事の施工にあつてはその実施設計書、防犯灯設置見取図を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定に基づき補助金の交付を受けようとするものは、前項に規定する書類に、破損、故障または使用不能等の状況を示す写真等を添付するものとする

(交付決定)

第6条 前条の申請書が審査の上適当であると認めたときは、市長は補助金の交付を決定する。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けたものが、補助金の交付を受けようとするときは補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実績を証明する書類

(2) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号に該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、または全てに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助金を目的以外に使用したとき

(2) 虚位の書類を提出したとき

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。